

保育所型認定こども園十三保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大阪婦人ホーム
所 在 地	大阪市平野区加美北7丁目1番30号
電 話 番 号	06-6791-8236
代表者氏名	理事長 石田 易司

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	十三保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市淀川区野中南2丁目2-6
連 絡 先	電話番号 06-6301-6479 FAX 06-6301-6479
管 理 者	園長 原 ウメ
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	〈1号認定子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定以外の児童 15人 〈2号認定子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 65人 〈3号認定子ども〉 満3歳未満で保育を必要とする児童 25人
開 設 年 月 日	令和3年 4月 1日
事 業 所 番 号	2706-622043-5
H P	https://www.juso-hoikuen.jp/

3 施設の目的・運営方針

保育所型認定こども園十三保育園（以下「当園」という。）は、乳幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものと位置付け、以下の運営方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		9 7 2 . 0 1 m ²
園 舎	構 造	RC 造 一部2階建て
	延べ面積	5 6 9 . 2 2 m ²
園 庭		園庭 4 0 4 . 2 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	3 室	ひよこ組（0歳児クラス）うさぎ組（1歳児） ぺんぎん組（2歳児クラス）
保育室	4 室	ぞう組（3歳児）きりん組（4歳児） らいおん組（5歳児）ぱんだ組（一時保育）
事務室	1 室	更衣室・保護者談話室
調理室	1 室	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、保育所保育指針に基づき以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 特色ある教育・保育の提供
 - ・乳児クラスでは育児担当制を取り入れ、子どもと保育者の愛着関係を築き、丁寧で温もりのある保育を提供します。

- ・幼児クラスではピラミード教育（ピラミッド・メソッド教育法）を導入し、一人ひとりの生きる力を育む教育・保育を提供します。

(3) 障がい児保育

障がいのある子どもも、ない子どもも地域や保育園で共に育つ保育を実施しています。

(4) 地域交流活動

地域の子どもたちや高齢者と触れ合う行事を提供し、地域社会との交流を図ります。＊未就学児対象の園庭開放は毎週1回。尚園行事で中止のことがあります。

(5) 子育て相談事業

子育ての悩み相談を電話で受け付けています。

《受付：月～金 午前10時～午後2時》

(6) 一時預かり事業

未就園の満1歳から就学前までの児童を対象に保護者の就労や傷病、入院・育児疲れの解消など、緊急一時的に保育を提供します。利用にあたっては別途料金が必要です。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	所属職員を指揮監督し、施設業務全体を推進する。	1	1		
副園長	園長のもとで職員を指揮監督し、園長不在時には園長代理として施設業務を推進する。	1	1		
主幹保育者	園長、副園長のもとで保育業務の実務を監督・推進する。	2	2		
副主任	所属クラスの実務を監督する。	1	1		
保育者	児童の保育実務全般にあたる	31	24	7	
看護師	児童及び職員の保健指導にあたる	1	1		
警備員	園内外の警備にあたる	4		4	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間（7時30分～18時45分）のうち、8時間00分
主幹保育者	正規の勤務時間（7時30分～18時45分）のうち、8時間00分
副主任	正規の勤務時間（7時30分～18時45分）のうち、8時間00分
保育者	正規の勤務時間（7時30分～18時45分）のうち、8時間00分
警備員	正規の勤務時間（7時30分～18時45分）のうち、4時間00分

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住いの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、及び 年末年始（12月29日から1月3日） 春季・夏季・冬季長期休み有 （※注）
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日、及び年末年始 （12月29日から1月3日）
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

（※注）土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますのでご相談ください。

8 教育・保育を提供する時間

お住いの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	対象者	教育・保育の提供時間
1号認定子ども	教育標準時間 （概ね4時間程度）	9時15分～13時30分（※注1）

2号・3号認定子ども	保育標準時間 (最大 11 時間)	7 時 30 分～18 時 30 分(※注 2)
	保育短時間 (最大 8 時間)	8 時 00 分～16 時 00 分(※注 3)

(※注 1) 9 時 15 分より前若しくは 13 時 30 分を超えて保育をされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますのでご相談ください。(別表に定める費用がかかります。)

(※注 2) 7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(※注 3) 8 時 00 分から 16 時 00 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は 7 時 30 分から 8 時 00 分まで又は 16 時 00 分から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

調理業務は業務委託とし、委託業者である有限会社メディッシュフードサービスが行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	※ 9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	
1 歳児	※ 9 時 30 分頃	11 時 00 分頃	15 時頃	
2 歳児	※ 9 時 30 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 個別にて対応させていただきます。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(4) 栄養士の配置状況

当園では給食業務を専門業者に外部委託し、担当調理員は栄養士の有資格者を配置させ、献立の作成、栄養管理等の評価を実施し、安全な職の提供を実施します。※食物アレルギー等による配慮職の提供については医師の「生活管理指導票」他が必要となります。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）をお支払いいただきます。（0歳児～2歳児）

ただし、月の途中で入退園する場合については、在園日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもと共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(3) 1号認定子ども

本園が入所申し込みにより入園決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書などに同意された後に教育・保育の提供を開始する。

(4) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は3号の規定により支給認定が取り消されたとき。

(3) 保護者から退園の申し出があったとき

(4) 無断で登園せず、今後の通園の見込みがないとき

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(6) 正当な理由なく、保育料が3か月以上未納な場合

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、呼吸器科、アレルギー科、糖尿病科

医療機関の名称	はるなクリニック
医院長名又は医師名	春名 令子
所在地	大阪市淀川区西三国 1-3-13
電話番号	06-4807-5130

(2) 歯科

医療機関の名称	せお歯科クリニック
医院長名又は医師名	瀬尾 寛哉
所在地	大阪市淀川区西三国 4-8-19 三国ビル 2F
電話番号	06-6399-6193

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

17 緊急時の連絡・対応について

- ・大阪市に暴風警報または、暴風雨警報、特別警報が発令中は、子どもの安全の為保育園は臨時休園となります。解除になるまで自宅で待機してください。

(午前 7 時の時点)

- ・警報が解除になり、設備などに被害もなく保育に支障がない場合は保育を行います。
- ・震災などで交通機関が止まっている時は、臨時休園となります。

(ニュースなどで確認してください)

【地震に関する休園基準】

① 大阪市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

- ・登園前（午前 0 時以降）に発生
- ・保育中に発生

※園内の安全が確認できた場合には保育を再開いたします。

②「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を気象庁が発表した場合
安全が確保できるまで休園とする

・保育中に警報が発令されたり、大きな地震や近隣での火災などがあった場合は、速やかにお迎えをお願いします。

※ 第一避難場所：野中小学校（災害状況により他の場所に避難している場合もあります）

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金額	210円

※詳しくは別途配布する「『災害共済給付制度』のお知らせ」を御確認ください。

20 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 原 ウメ ・ご利用時間 9：00 ～ 17：00 ・電話番号 06-6301-6479 FAX 06-6301-6479 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	町内会 小澤 明
	常盤短期大学元教授 堀 千代

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績などはホームページに掲載しています。

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	年齢	定員	2022 年	2023 年	2024 年
1 号認定子ども	3 歳児	5	4	6	4
	4 歳児	5	2	4	4
	5 歳児	5	2	1	4
2・3 号認定子ども	0 歳児	9	7	6	4
	1 歳児	12	12	12	12
	2 歳児	15	15	15	15
	3 歳児	23	15	21	23
	4 歳児	24	24	18	23
	5 歳児	25	16	25	18

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨
なし

23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施(令和 6 年度実施)	ホームページに掲載
自己評価の実施状況	毎年度実施	8 月、12 月実施

24 当園におけるその他の留意事項

- ・当園では敷地内を禁煙とさせていただきます。
- ・登園、降園時の近隣での路上駐車はご遠慮ください。
- ・当園利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動の勧誘はご遠慮願います。
尚、個人の思想、信条、信教の自由を制限するものではありません。

25 その他【料金に関わる表示】

保育の提供に要する実費

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3・4・5歳児の主食提供に係る実費負担	月 額 2,500 円
副食費	3・4・5歳児の副食提供に係る実費負担	月 額 4,500 円
行事費	園外保育に係る実費負担 (バス借り上げ遠足も含む)	実費 昨年度(年間) 2歳児 3,000 円程度 3歳児 3,000 円程度 4歳児 9,000 円程度 5歳児 9,000 円程度 卒園記念品代 9,000 円程度 履正社プール利用料 1 回 1,100 円(4・5歳児)
布団リース代	午睡用布団(週1回クリーニング)	月 額 1,100 円
被服費	カラー帽子	入園時 990 円
	パンツ(着替えがない場合、衛生上の理由で購入になります)	300 円
教材費	登降園カード	300 円
	幼児出席ノート(シール含む)	600 円
	乳児連絡帳	0・1・2歳児 190 円
	連絡帳袋	3・4・5歳児 300 円

※令和7年度入園児より全員リース布団になります。

※ 保育所型認定こども園十三保育園の保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき 重要事項の説明を行いました。

令和7年 月 日

説明者：

社会福祉法人 大阪婦人ホーム
保育所型認定こども園 十三保育園

園長 原 ウメ

同 意 書

○私は、本書面に基づいて保育所型認定こども園 十三保育園
の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____⑩

児童からみた続柄：_____

児 童 氏 名：_____